

助郷に関する古文書を読む

1) 金子家文書について

金子家文書は、武蔵国足立郡丸ヶ崎村（現・さいたま市見沼区丸ヶ崎周辺）に係わる文書で、年号があきらかな資料でみると寛文八年（1668）から慶応元年（1865）に至る197年間に及ぶ文書群である。

2) テキストについて

江戸時代、村内で発生した様々な問題を届け出たり年貢減免などの願い事があったりする時は、名主を通じて藩の役所などに上申ししていた。その際、提出される文書の表題には、「乍恐以書付(を)…」のような表現が用いられていた。

本テキストは、安永5年(1776)6月19日に丸ヶ崎村の名主などから出された畑方見分願である。同時期の将軍は10代徳川家治であり、明和9年(1772)に計画され延期された日光社参を、同年4月に実施している。そのために、村人は御成道の道普請を行っただけでなく、農繁期にもかかわらず助郷にも駆り出されることになった。その結果、田畑の植え付けが満足にできず、収穫もあまり望めないということで、被害の実況見分を願っているのである。

もともと4月頃は、大名の参勤交代があるため助郷が課されやすいが、そこへ社参まで加わったことが、農民への大きな負担になっていたのである。

3) 語句について

- ・乍恐書附を以奉申上候…本テキストの表題（柱書）であり、村人が役所などに提出する願書の決まり文句である。「恐れながら書附を以て申し上げ奉り候」と読み下し、「恐れ入りますが書面にて申し上げます」という意味である。
- ・御知行所…幕府が旗本たちに与えた土地や各藩が地方知行取に与えた土地のことだが、本テキストでは、旗本大久保氏領を指す。ちなみに、「御代官所」とあれば幕領（天領）を、「御領分」とあれば大名領を、「御領知」とあれば御三卿（田安・一橋・清水の三家）領をそれぞれ意味する。
- ・丸ヶ崎村…足立郡南部領の一村。旗本大久保氏他4家の相給村（5給）。「相給」とは、1つの村を複数の領主で知行すること。村高は642石余（「天保郷帳」）。明治25年(1892)に合併し、春岡村の大字となった。
- ・与頭…組頭のこと。長百姓・年寄・筆頭などとも称す。名主を助けて村政に当たる。名主・百姓代と共に、村方三役の一つ。各村1～3人程度置かれた。なお、村内の集落ごとの代表、あるいは五人組や十人組の頭を指すこともある。
- ・日光御社参…将軍または将軍の嗣子による日光東照宮への参拜のこと。江戸幕府の初代徳川家康の忌日（4月17日）を期するのが原則である。江戸時代を通じ、20回ほど実施もしくは計画された。初期の社参は質素な実戦的軍陣編成であったが、寛永以降は将軍の権威を誇示するかのようになり大規模化し、華美なものになった。
- ・宮ヶ谷戸村…宮ヶ谷塔村（現在のさいたま市見沼区宮ヶ谷塔周辺）のこと。足立

郡南部領の一村。はじめは旗本岡部氏の知行所だったが、安永元年(1772)からは幕領となる。村高は 350 石余（「天保郷帳」）。明治 25 年(1892)に合併し、春岡村の大字となった。

- ・御成道…日光御成道のこと。鎌倉街道中道を前身とし、寛永期(1624～44)に成立。将軍が日光廟に参詣する場合に利用された。中山道の本郷追分から分岐し、岩淵宿～川口～鳩ヶ谷～大門宿～玄蕃新田～大崎～南部領辻～中野田～代山～上野田～寺山～膝子～宮下～宮ヶ谷塔～岩槻宿を経て、幸手宿で日光道中に合流(12里 30 丁=約 43 km)するルート。
- ・自普請…村方が独自に行う用悪水や道・橋梁の整備などの土木工事のこと。これに対し、幕府や領主が材料や費用の一部ないしは全部を負担する土木工事は「御普請」と称した。
- ・鳩ヶ谷宿…足立郡舎人領の一町。元禄期(1688～1704)までは鳩ヶ谷町と称していた。はじめ鳩ヶ谷藩領だったが、元和 3 年(1617)からは幕領となる。村高は 406 石余（「天保郷帳」）。明治元年(1868)、鳩ヶ谷町となる。
- ・加助郷…江戸時代、宿駅に常備する人馬が不足した場合、それを補完するために付近の村々に課した夫役のことを「助郷」と称し、助郷を課された村を「助郷村」と称す。「加助郷」は、日光社参などの臨時の大通行の際、定助郷（宿場から 2～3 里以内の村が恒常的に負担した夫役）の負担軽減のために課された助郷のこと。
- ・伝馬役…幕府や領主が、物資輸送や人の移動のために賦課した人馬役のこと。付通しと、宿送りとがある。
- ・民部卿様…一橋民部卿治済（はるさだ）のこと。宝暦元年(1751)11 月生まれ、文政 10 年(1827)2 月死去。一橋徳川家初代一橋宗伊（むねただ）の 4 男で、2 代目当主。明和元年(1764)に家督を相続した。11 代将軍家斉の実父。
- ・当分加助郷…「当分」は「当分助郷（課役期限を限定せず、「当分」と記した臨時的な助郷のこと）」の意。加助郷を当面行うということ。
- ・難儀…苦勞すること。迷惑すること。非常につらいことは「難儀至極」のように表現する。なお、「難儀」が正しい表記だが、江戸時代では「儀」と「義」を区別して使用することはほとんどなかった。
- ・仲仙道…中山道・中仙道とも表記する。五街道のひとつ。前身は東山道。板橋～守山間の 67 宿であり、近江国（滋賀県）草津宿で東海道に合流した。付属街道に、例幣使街道等がある。
- ・上尾宿…足立郡上尾領の一宿であり、中山道 67 宿の一つでもある。延宝年間(1673～81)、上尾町から分村して成立。はじめ旗本伊藤安兵衛の知行地だったが、後に幕領となる。村高は 619 石余（「天保郷帳」）。明治 22 年(1889)、上尾町の大字となる。
- ・小前百姓…「こまえひゃくしょう」と読み、近世の村の大部分を占める農民のこと。「小前」とも表記する。大前（おおまえ、大高持）に対応。
- ・家別…家ごとに。「別」は、「…ごとに」の意。
- ・仕附…作付すること。特に田植えを意味することもある。
- ・ないくされ…苗腐れのこと。
- ・漸々…「ようよう」と読み、「次第に、おもむろに」の意。

- ・上田…「じょうでん」と読む。「上」は、田畑の等級を表す。地味がよく最も生産性が高いと認められた田地のこと。
- ・立毛…「たちげ」と読み、田畑に実った米や麦のことで、収穫前のものを指す。
- ・仕附荒…「付荒」とも称す。作付したものの、農村の疲弊などで荒廃するまになっている土地のこと。
- ・御見分…「御検分」とも表記する。被害などの状況を査察すること。あるいは、立ち会って検査すること。
- ・何卒御慈悲ヲを…本来は「何卒御慈悲ヲ以て」と表現するべき箇所。「どうか御領主様のお情けで」というような意味だが、これは願書の常套句である。なお、「何卒」は「何とかして、どうか、ぜひ」という意味。
- ・難有仕合ニ奉存候…「有り難き仕合せに存じ奉り候」と読み下し、「ありがたい幸運と思います」という意。これも願書の常套句である。
- ・外記…名主の名前。武家風の名前なので、中世の土豪から近世初頭に草分け百姓となった家系と思われる。

<表> 日光社参の計画と実施状況

年代	参拝者	備考
元和 3(1617)年 4 月	徳川秀忠(2代)	家康の1周忌
同 5年 10月	徳川秀忠(2代)	5月上洛、10月帰城のため
同 8年 4月	徳川秀忠(2代)	宇都宮釣天井伝説
同 9年 4月	徳川家光(嗣子)	
寛永 2(1625)年 7月	徳川家光(3代)	家光眼病のため延期
同 5年 4月	家光・秀忠	13回忌のため秀忠同行
同 6年 4月	徳川家光(3代)	
同 9年 4月	徳川家光(3代)	秀忠死去により今市で遥拝帰城
同 11年 9月	徳川家光(3代)	上洛により延期、東照宮大造営開始
同 13年 4月	徳川家光(3代)	東照宮造営竣功
同 17年 4月	徳川家光(3代)	
同 19年 4月	徳川家光(3代)	
慶安元(1648)年 4月	徳川家光(3代)	家康 33回忌
慶安 2(1649)年 4月	徳川家綱(嗣子)	家綱 9歳
寛文 3(1663)年 4月	徳川家綱(4代)	

享保 13(1728)年 4 月	徳川吉宗(8 代)	
明和 9(1772)年 4 月	徳川家治(10 代)	延期
安永 5(1776)年 4 月	徳川家治(10 代)	
文政 8(1825)年 4 月	徳川家斉(11 代)	計画のみ
天保 14(1843)年 4 月	徳川家慶(12 代)	最後の社参

4) 参考文献

大宮市立博物館研究紀要 第 8 号 (1999 年)

『角川日本地名大辞典11埼玉県』 (角川書店、1980年)